食文化	
栄養	
情報	情報と問題解決
	情報テクノロジー
	アルゴリズムとプログラム
	情報メディア

○厚生労働省告示第百三十六号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十三条第一項、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）第五十八条及び第六十条並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第百九十九条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和三十八年厚生省告示第二百七十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十六日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

1の生物学的製剤の表沈降7価肺炎球菌結合型ワクチン（無毒性変異ジフテリア毒素結合体）の項の次に次のように加える。

沈降10価肺炎球菌結合型ワクチン（無莢膜型インフルエンザ菌プロテインD、破傷風トキソイド、ジフテリアトキソイド結合体）	972,800円	内容量が0.5mLであるとき。 56本

2の生物学的製剤の項乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンの目中「3.3.7、3.3.8及び3.3.9」を「3.4.7、3.4.8及び3.4.9」に改め、沈降7価肺炎球菌結合型ワクチン（無毒性変異ジフテリア毒素結合体）の目の次に次の一目を加える。

沈降10価肺炎球菌結合型ワクチン（無莢膜型インフルエンザ菌プロテインD、破傷風トキソイド、ジフテリアトキソイド結合体）

生物学的製剤基準の沈降10価肺炎球菌結合型ワクチン（無莢膜型インフルエンザ菌プロテインD、破傷風トキソイド、ジフテリアトキソイド結合体）の条の3.7.2、3.7.4及び3.7.6に規定する試験法によるものとする。

2の生物学的製剤の項乾燥弱毒生風しんワクチン（中間段階）の目中「3.3.2.1、」を「3.3.2.1.1、3.3.2.1.2、3.3.2.1.3及び」に改め、同項乾燥弱毒生麻しんおたふくかぜ風しん混合ワクチン（中間段階）の目中「生物学的製剤基準の乾燥弱毒生おたふくかぜワクチンの条の3.3（3.3.1を除く。）、乾燥弱毒生風しんワクチンの条の3.3（3.3.1を除く。）及び乾燥弱毒生麻しんワクチンの条の3.3（3.3.1を除く。）に規定する試験法によるものとする。」を「乾燥弱毒生おたふくかぜワクチン、乾燥弱毒生風しんワクチン及び乾燥弱毒生麻しんワクチンの各中間段階の検定基準を準用する。」に改め、同項乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン（中間段階）の目中「生物学的製剤基準の乾燥弱毒生風しんワクチンの条の3.3（3.3.1を除く。）及び乾燥弱毒生麻しんワクチンの条の3.3（3.3.1を除く。）に規定する試験法によるものとする。」を「乾燥弱毒生風しんワクチン及び乾燥弱毒生麻しんワクチンの各中間段階の検定基準を準用する。」に改め、同項乾燥ポリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリンの目中「3.4」の次に「、3.9」を加える。

○厚生労働省告示第百三十七号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十一条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次のように改正する。ただし、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、魚介類（さけ目魚類に限る。）、魚介類（うなぎ目魚類に限る。）、魚介類（すずき目魚類に限る。）、魚介類（その他の魚類に限る。）及び魚介類（甲殻類に限る。）に残留するイマザピルの量の限度、そば、その他の穀類、えんどう、そら豆、らっかせい、その他の豆類、こんにゃくいも、その他のいも類、西洋わさび、クレソン、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、にら、アスパラガス、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、その他のなす科野菜、かぼちゃ、しろうり、その他のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、未成熟いんげん、なつみかんの果実全体、マルメロ、びわ、ネクタリン、バナナ、キウィー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、パッションフルーツ、ぎんなん、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類及びその他のハーブに残留するエトフェンプロックスの量の限度、らっかせい、かぶ類の根、かぶ類の葉、クレソン、きょうな、カリフラワー、しゅんぎく、その他のきく科野菜、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、かぼちゃ、その他のうり科野菜、しょうが、その他の野菜及びその他のハーブに残留するカスガマイシンの量の限度、とうもろこし、そば、その他の野菜、その他のスパイス、その他のハーブ、牛の肝臓、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分、牛の食用部分、豚の食用部分、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、その他の家きんの脂肪、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分、その他の家きんの食用部分、鶏の卵及びその他の家きんの卵に残留するジフルフェニカンの量の限度、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし、そば、その他の穀類、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい、その他の豆類、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも、その他のいも類、てんさい、さとうきび、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス、その他のきく科野菜、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、ピーマン、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実、まくわうり、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟いんげん、えだまめ、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、その他の野菜、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、かき、バナナ、キウィー、パパイヤ、アボカド、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、コーヒー豆、カカオ豆、その他のスパイス、その他のハーブ、牛の筋肉、豚の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、牛の肝臓、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、牛の食用部分、豚の食用部分、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分、乳、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分、乳、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、そ